

登米図書館 臨時休館のお知らせ

第22回カップハーフマラソンの開催に伴い、図書館を休館します。

【臨時休館日】 11月25日（日）

【問い合わせ】

登米図書館
☎ 0220 (52) 2316

大地に優しい森づくり “百年の森づくり”を学ぼう!

自然はさまざまなことをわたしたちに教えてくれます。山を守り、育てている人たちの取り組みや苦勞を学ぶとともに、森の恵みを肌で感じ、親子の触れ合いを大切にしながら、自然保護の大切さ、尊さを学ぶことを目的にネイチャースクールを開催します。

【日時】 11月10日（土）

午前9時30分～午後2時

【場所】 登米森林公園（登米町）

【集合場所】 市役所登米庁舎玄関前

【集合時間】 午前8時50分

※現地にはマイクロバスで移動

【内容】 ▶登米町森林組合の取り組み（百年の森づくり）紹介▶セラピーロード散策▼豆腐づくり体験

【対象者・募集人員】 ※先着順

▶親子10組（子どもは小学4～6年生）▶自然環境の保全に興味のある人10人

【参加費】 一人500円

【その他】 ▶昼食に新米のおにぎりときのこ汁が出ます。▶雨天の場合

合は、雨具を持参してください。
▶この事業は「全国モーターボート競走施行者協議会助成事業」により実施します。

【申込方法】 電話、ファクシミリ、電子メール。ファクシミリ、電子メールの場合は、参加者全員分の住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、登米市ネイチャースクール参加希望と明記してください。

【申込期限】 11月7日（水）

【申し込み・問い合わせ】

市民生活部環境課 環境政策係
☎ 0220 (58) 5553
FAX 0220 (58) 5810
✉ kankyo@city.tome.miyagi.jp

植林体験参加者募集 ～みどりの森を次の世代へ～

適正に整備された森林は、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止するなど、人間や地球環境にとって大切な資源です。この大切な森林を次代へ残すために、市では昨年「市民参加の新たな森林づくり」に取り組んでいます。その一環として、植林体験事業を実施します。

【日時】 11月13日（火）

午前9時30分～11時30分

【場所】 峽山（東和町）

【集合場所】 米川小学校体育館前

※現地にはマイクロバスで移動

【集合時間】 午前8時50分

【内容】 広葉樹の種（どんぐり）をまく作業

【参加費】 無料

【持参物】 長靴、軍手、昼食

【募集人員】 30人（先着順）

【申込期限】 11月9日（金）

【申込方法】 電話、ファクシミリ。ファクシミリの場合は、参加者全員分の住所、氏名、年齢、電話番号を記入の上、市民参加の新たな森づくり（植林体験）参加希望と明記してください。

【その他】 米川小・鱒淵小の児童も参加します。

【申し込み・問い合わせ】

産業経済部農林振興課
林業振興係
☎ 0220 (34) 2716
FAX 0220 (34) 2801



4月の植林体験の様子

家庭犬の鑑札などの 装着について

犬の所有者は、鑑札および狂犬病予防注射済票をその犬に着けておかなければなりません。

市内の動物病院で個別に予防注射を行った場合は、病院から発行された予防注射済証を各総合支所地域生活課に持参して、予防注射済票の発行を受けてください。

また、鑑札や狂犬病予防注射済票を無くした場合は、各総合支所地域生活課で再発行の手続きをしてください。

【手数料】

- ▶新規登録＝3,000円
- ▶注射済票代＝550円
- ▶鑑札再交付＝1,600円
- ▶注射済票再交付＝340円

【問い合わせ】

市民生活部環境課 生活環境係
☎ 0220 (58) 5553



国民年金だより

国民年金の給付について～老齢基礎年金～

老齢基礎年金は受給資格期間を満たした人が、原則65歳になったときから生涯受け取ることができる年金です。

【受給資格期間】

次の①から⑥を合計した期間が25年以上。

①国民年金保険料を納めた期間：厚生年金・共済組合などに加入していた人（第2号被保険者）、第2号被保険者に扶養されていた人（第3号被保険者）であった期間も含みます。

②国民年金保険料の全額免除期間 ③国民年金保険料の一部納付期間

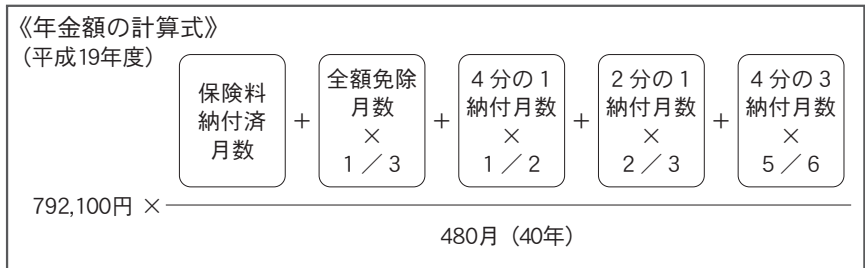
④若年者納付猶予期間 ⑤学生納付特例期間

⑥合算対象期間：国民年金に任意加入できる期間に加入しなかった期間。例えば、昭和36年4月から昭和61年3月までの間で会社員などの配偶者だった期間や、20歳から60歳までの海外在住期間などです。

※④から⑥は年金額計算の対象にはなりません。

【年金額（年額）】 満額 792,100円

20歳から60歳までの40年間保険料を納めた場合に満額の年金が支給され、保険料の未納期間などがある場合は、その月数に応じて減額されます。



【繰り上げ・繰り下げ請求】

老齢基礎年金の受給は65歳からですが、希望すれば60歳まで早めに減額した年金を受けたり、70歳まで遅らせて増額した年金を受けたりすることもできます。

◇年金額は受給の開始時期で増減されます

▶昭和16年4月2日以降生まれの人は、早めた（遅らせた）月数で計算します。

※減額率＝繰り上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数×0.5

※増額率＝65歳になった月から繰り下げを申し出た月の前月までの月数×0.7

▶昭和16年4月1日以前生まれの人は、受給開始の年齢によって決まります。

60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
58%	65%	72%	80%	89%	100%	112%	126%	143%	164%	188%

◇注意

▶一度減額（増額）された年金額は一生を通して変わりません。

▶繰り上げ支給後は、障害者になっても障害基礎年金を受けられません。

【問い合わせ】 市民生活部市民課 ☎ 0220 (58) 2118

古川社会保険事務所 ☎ 0229 (23) 1200

「全国物価統計調査」にご協力を

今年11月に「平成19年全国物価統計調査」が実施されます。

この調査は、消費者が購入する主な商品の販売価格やサービスの料金などを調査し、物価政策をはじめ各種の行政施策を立案する際の重要な資料を得ることを目的として行われる国の重要な統計調査です。

調査は、全国で約13万の小売店舗と約4万の飲食店・サービス事業所などを対象とします。

調査にご協力くださるようお願いします。

総務省・宮城県・登米市



石ノ森章太郎 ヒーロー作品展

石ノ森章太郎ふるさと記念館友の会では、11月3日の「まんがの日」に合わせて、ヒーロー作品展を開催します。

【日時】 11月3日（祝）～18日（日）

午前9時30分～午後5時

※入館は午後4時まで

【場所】 石ノ森章太郎生家

【内容】 石ノ森漫画キャラクター（仮面ライダー、009、ロボコンなど）のヒーローをモデルとした絵画や粘土・竹細工を市内の小中学生から募集した作品を展示します。

【入場料】 無料

【休館日】 毎週月曜日

※月曜日が休日の場合は翌日

【問い合わせ】

石ノ森章太郎ふるさと記念館友の会事務局：石ノ森章太郎ふるさと記念館

☎ 0220 (35) 1099

迫養護学校「迫養祭」

【日時】 11月17日（土）

午前9時45分～午後2時15分

【場所】 県立迫養護学校

【内容】 演技発表、作品展示、プラネタリウムの上映、バザーや作業作品販売など

【問い合わせ】

県立迫養護学校

☎ 0220 (22) 9484